

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 県立の高等学校、中等教育学校<u>及び特別支援学校</u>をいう。</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。第5条において同じ。）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号に基づき任期を定めて採用される者（以下「育休任期付職員」という。）をいう。</p> <p>(3)～(23) (略)</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 県立の高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>をいう。</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長<u>（園長を含む。）</u>、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。第5条において同じ。）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号に基づき任期を定めて採用される者（以下「育休任期付職員」という。）をいう。</p> <p>(3)～(23) (略)</p>